

徳島県告示第四百九十五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定する。

令和五年十月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

特別保護地区の名称	区	域	面積	存続期間	特別保護地区の保護に関する指針		
					指定区分	指 定 目 的	
伊島鳥獣保護区特別保護地区	阿南市伊島町の室戸阿南海岸国定公園第三種特別地域一円の区域			一五三ヘクタール	令和五年十一月一日から令和十五年十月三十一日まで	集団渡来地	この区域は、鳥類の生息に適した岩石地及び天然広葉樹林を有し、渡り鳥等の渡来及び生育に適していることから、特別保護地区に指定し、当該区域に渡来する鳥類の生息環境の保全を図る。